

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第十九号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第一百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年二月一日から適用する。

令和八年一月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

		改	正	後	改	正	前
第三	先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する 先進医療	一〇五十九	(略)		第三	先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する 先進医療	一〇五十九
六十	術前・術後のイリノテカーン静脈内投与、オキサリプラチン 静脈内投与及びS-1内服投与の併用療法 がん			切除が可能な腫瘍	(新設)	(略)	